

令和6年度 児童育成クラブ入会のご案内

1 児童育成クラブとは

児童育成クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、その放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供する事業です。

市立小学校に通う児童は、その小学校区の児童育成クラブに、私立または市外の小学校に通う児童は、住所が属する小学校区の児童育成クラブに入会となります。

(1) 入会期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（年度ごとの入会となります）

なお、年度途中の入会者は、入会日から令和7年3月31日までとなります。また、夏休み等の長期休業期間中に限った短期の入会はできません。

(2) 開所日時等

- **小学校の通常授業日：放課後から午後7時30分**
- **小学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み、臨時休校日）：午前7時30分^{※1}から午後7時30分**
^{※1}午前7時30分から午前8時までの早朝利用（臨時休校日は除く）をする場合には、事前の利用申込書の提出と、別途早朝利用料金が必要です。
- 日曜日・祝日・12月29日から翌年1月3日、その他市長が特に必要と認めた日は休みです。

(3) 利用料（保護者負担金）

児童1人につき、月額5,000円（振込等にかかる手数料を除く）。

利用料金は、おやつや傷害保険、教材費や光熱水費等、クラブ運営に必要な経費の一部を利用者で負担していただくものです。なお、入会期間中はクラブの利用の有無に関わらずお支払いいただきますので、日割り計算はいたしません。

2 入会するには

(1) 対象児童

浦安市に住所を有する小学校1年生から6年生の児童のうち、下記（4）の入会要件により、下校しても保護者がいない、または保護者が家庭での養育することが困難な児童が対象です。

(2) 入会申請期間

- 令和6年4月入会の申請

令和5年11月20日（月）から令和5年12月25日（月）まで

（土曜日、祝日、11月26日（日）を除く）

※ **令和5年12月26日（火）以降の申請は原則5月1日以降の入会になります。**

なお、転入や転居、入院等の特別な事情で申請期間に間に合わない場合はご相談ください。

- 令和6年5月以降入会の申請

毎月15日（土・日曜日、祝日の場合は前日）の締切で、翌月1日からの入会となります。

(3) 提出先

- **ちば電子申請サービス**にて提出

（詳しくは、別紙「児童育成クラブ入会の電子申請手続きについて」をご確認ください。）

- **市役所2階青少年課窓口**に提出（FAXでの申請は受付していません。）

提出受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。なお、12月3日、10日、17日、24日の日曜日は開庁し、受け付けを行っています。

- **各児童育成クラブ**に提出（現在、児童育成クラブ入会中の方のみ）

令和5年11月20日（月）から令和5年12月16日（土）まで、入会されているクラブに提出することができます。

- 郵送での提出は、簡易書留または特定記録のみ受け付けしています。なお、郵送の場合は、**申請期間最終日の消印有効**となります。

(4) 提出書類

提出書類は、「児童育成クラブ入会申請書」と「家庭で養育することが困難であることを証する書類（下表に示す「必要となる書類）」となります。

なお、「家庭で養育することが困難であることを証する書類」は、**父と母（単身赴任中の方も含む）および同居の祖父母（60歳未満の方）のうち保護者に該当する方の書類**が必要です。

また、特別な支援を必要とする児童は、障がい者手帳・療育手帳等の写しも提出してください。なお、療育手帳等の交付を受けている児童やアレルギー等がある児童は、別途調査票の提出や児童育成クラブと面談をお願いする場合があります。

区分	入会要件	入会期間	必要となる書類
1 就労（内定）	以下の要件で就労されている方 ①月に15日以上 （目安として週に4日以上） ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降 （通勤時間含む）	就労している期間	<u>会社役員、個人事業主等の方</u> <input type="checkbox"/> 就労証明書★ <input type="checkbox"/> シフト表（シフト勤務の方のみ） <input type="checkbox"/> いずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・直近の所得税確定申告書（控） ・直近の源泉徴収票 ・開業届（2年以内に開業した場合のみ） ・履歴事項全部証明書（2年以内に法人を設立した場合のみ） ・他法人とのやり取りを証明できる書類（フリーランスの方のみ） <u>被雇用者の方</u> <input type="checkbox"/> 就労証明書★ <input type="checkbox"/> シフト表（シフト勤務の方のみ） <input type="checkbox"/> 辞令等の写し（単身赴任の方は、就労証明書に代えて、辞令等を提出できます。）
2 出産	出産前後の休養のため育児することができない方	出産予定月の 前2か月と後2か月の 月末まで	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳表紙の写し <input type="checkbox"/> 出産予定日がわかるページの写し （又は母子健康手帳表紙の写しに出産予定日を記入してください。）
3 疾病・障がい	疾病や障がいにより、育児が困難な方	診断書の療養期間中 または 資格喪失の日まで	<input type="checkbox"/> いずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・診断書★ ・障がい者手帳、療育手帳等の写し
4 親族の介護	以下の要件で介護をしている方 ①月に15日以上 ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降	診断書の療養期間中 または 保険者証資格喪失の日 まで	<input type="checkbox"/> 介護状況書★ <input type="checkbox"/> いずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の診断書 ・介護保険被保険者証の写し
5 就学	以下の要件で就労している方 ①月に15日以上 ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降	就学している期間	<input type="checkbox"/> いずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・学生証の写し <input type="checkbox"/> いずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・学校が作成した時間表 ・就学計画書★
6 求職	以下の要件で求職活動をしている方 ①月に15日以上 ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降	求職開始日から 3か月間	<input type="checkbox"/> 求職活動状況届★ ※令和6年4月1日時点で就労予定の場合は、後日、就労（内定）証明書の提出が必要となります。

★は、浦安市指定の様式を使用してください。（浦安市ホームページからダウンロードできます。）

また、★、辞令等及び在学証明書は、提出日において6カ月以内に作成された書類のみ有効です。

3 入会決定について

(1) 入会決定方法

入会上限定員数を超える入会申請があった場合は、入会順位が高い方（入会指数が高い方）から決定となり、**入会要件を満たしていても、定員超過のため入会をお待ちいただく場合があります。**

※提出された児童育成クラブ入会申請書と関係書類について、「浦安市児童育成クラブ入会決定規約」にもとづき、入会指数を算定します。**入会決定規約では、小学校1年生から4年生までの児童や、療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする児童の入会指数が高くなるよう設定されています。**

(2) 入会決定通知及び審査結果通知の発送

- **令和6年4月入会の決定通知の発送日**：令和6年2月中旬を予定
- **令和6年5月1日以降入会の決定通知の発送日**：入会希望月の前月末頃

4 入会決定後について

(1) 入会決定の取消

- ・ 入会基準を満たさなくなったとき。
- ・ 入会申請書に虚偽があったとき。
- ・ 正当な理由がなく、保護者負担金を滞納したとき。
- ・ 正当な理由がなく、長期間児童育成クラブを休会したとき。
- ・ 児童育成クラブの管理運営上、支障があるとき。

(2) 退会

年度途中で退会する場合には、「児童育成クラブ退会届」を青少年課に提出してください。なお、退会届を提出されない場合は、その間の保護者負担金が発生いたしますのでご注意ください。

(3) 入会申請書類の内容に変更が生じた場合

児童育成クラブ入会申請書の内容に変更が生じた場合は「児童育成クラブ入会申請書記載事項変更届」を、「就労証明書」の内容に変更が生じた場合は、「児童育成クラブ入会申請書記載事項変更届」と新たな「就労証明書」を入会している児童育成クラブまたは青少年課へ提出してください。

(4) 感染症に関して

インフルエンザ、はしか、新型コロナウイルス等の疾病の流行等により学級閉鎖となったクラスに在籍する児童は、公衆衛生上の観点からお預かりできません。ただし、学級閉鎖等で急に短縮授業となった場合は、その当日に限り、お預かりいたします。

また、児童が感染性の病気に感染した場合、または感染している恐れがある場合もお預かりできませんので、登所については取りやめるようお願いいたします。

(5) 投薬

児童育成クラブの支援員が児童に投薬することはできません（点眼や塗り薬を含む）。

ただし、アレルギー対応の「エピペン®」（自己注射薬）につきましては、ご相談ください。

5 入会中のお願い

- 児童育成クラブでは、保護者のお迎えを原則としています。なお、一人帰りについては、児童の安全を最大限に考慮し保護者と協議を行い、同意があった場合のみ認めるものとします。
- 習い事等で一度、児童育成クラブを退所した場合は、同じ日に再び利用することはできません。
- 児童育成クラブ登所後に、体調不良になった場合や、けがをした場合、災害が発生した場合等で急なお迎えが必要となった場合には、すみやかに児童のお迎えをお願いします。

6 放課後こども教室について

市では、児童育成クラブとは別に「放課後子ども教室」として、学校施設等を活用し、子どもが自主的に活動する遊び場を開所しており、児童育成クラブに入会している児童も利用することができます。また、ご利用にあたっては、各放課後子ども教室へ登録申請書の提出が必要となり、児童育成クラブの入会申請書でも登録することができます。なお、放課後子ども教室について、詳しくは、浦安市ホームページをご覧ください。

7 児童育成クラブ一覧表

対象学区	クラブ名	住所	電話・FAX番号
浦安小	浦安小学校教育クラブ	猫実4-6-29 (マンション1階及び2階)	351-1990
南小	南小学校教育クラブ	堀江5-4-1 (南小の敷地内)	352-1697
北部小	北部小学校教育クラブ	北栄3-20-3 (北部小の敷地内)	351-1782
見明川小	見明川小学校教育クラブ	弁天3-1-2 (見明川小の敷地内)	351-1633
富岡小	富岡小学校教育クラブ	富岡1-1-1 (富岡小の校舎内)	352-7400
美浜南小	美浜南小学校教育クラブ	美浜3-15-1 (美浜南小の校舎内)	350-6624
東小 ※	東小学校教育クラブ本室	猫実1-11-1 (東小の敷地内)	350-4424
	東小学校教育クラブ北栄分室	北栄4-1-17 (ふたば保育園併設)	382-2324
舞浜小	舞浜小学校教育クラブ	舞浜2-1-1 (舞浜小の敷地内)	352-3615
美浜北小	美浜北小学校教育クラブ	美浜5-12-1 (美浜北小の校舎内)	351-6050
日の出小	日の出小学校教育クラブ	日の出2-11-10 (日の出保育園の隣)	380-0666
明海小	明海小学校教育クラブ	明海2-13-1 (明海小の隣)	305-0220
高洲小	高洲小学校教育クラブ	高洲4-2-8 (高洲小の隣)	351-1015
日の出南小	日の出南小学校教育クラブ	日の出5-4-3 (日の出南小の敷地内)	305-1345
明海南小	明海南小学校教育クラブ	明海5-5-1 (明海南小の敷地内)	382-2901
高洲北小	高洲北小学校教育クラブ	高洲2-2-1 (高洲北小の敷地内)	381-5201
東野小	東野小学校教育クラブ	東野1-7-3 (東野小の敷地内)	304-1880
入船小	入船小学校教育クラブ	入船3-66-1 (入船小の敷地内)	352-1415

※ <東小学校地区児童育成クラブ本室・分室の振り分けについて>

東小学校地区児童育成クラブについては、通所するクラブを本室と分室に振り分けています。
結果は、入会決定通知に記入します。

◆問い合わせ・郵送先◆

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1
浦安市役所 2階 青少年課児童育成係
電話：047-712-6453 (直通)